

1. 運行目的

① 運行目的	高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などへの交通手段として、自宅から市内循環バスゆらのすけ「宮前」停留所、 <u>有年診療所、有年公民館、JR有年駅</u> までの間を、中型車両（セダン型）を活用した予約型乗合タクシーを公共交通として運行する。
--------	--

2. 運行エリア

① 運行エリア	有年地区全域 (ただし、乗降場所は、自宅、宮前停留所、 <u>有年診療所、有年公民館、JR有年駅</u> のいずれかとする。)
---------	--

3. 運行形態等

① 事業主体	赤穂市
② 運行主体	タクシー事業者
③ 運行形態	区域内運行（予約型乗合タクシー）

4. 運行方法

① 利用対象者	赤穂市民で事前登録した方（介護が必要な方は介護者同伴）
② 運行日	月曜日～土曜日 ※運休日は日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
③ 運行便数	1日 <u>6本</u>
④ 運行時刻	別紙のとおり

- ・完全予約制により運行。
- ・事前登録（名簿）の受付は市役所（企画広報課）で行う。

5. 予約

① 予約方法	タクシー事業者へ予約する。
② 予約時間	◆完全予約制による運行とする。 ・第①、②便を利用する場合は、 <u>前日の午後6時</u> までに予約する。 ・第③便から第⑥便を利用する場合は、 <u>当日の午前10時</u> までに予約する。

	<p>◆予約方法</p> <p>・運行するタクシー会社の受付員に「乗合タクシーに乗車したい」ことを伝え、「名前」「乗車日」「乗車場所」「降車場所」「人数」など必要事項をタクシー会社で確認のうえ、受付を完了する。</p>
--	---

6. 運行会社

① 事業者	<p>(1) 赤穂タクシー株式会社</p> <p>(2) 赤穂神姫タクシー株式会社</p> <p>(3) 御崎タクシー株式会社</p>														
② 予約受付・運行	<p>輪番制により、予約受付及び運行を事業者の責任において実施する。輪番については下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4・5 月</td> <td>神姫</td> </tr> <tr> <td>6・7 月</td> <td>御崎</td> </tr> <tr> <td>8・9 月</td> <td>赤穂</td> </tr> <tr> <td>10・11 月</td> <td>御崎</td> </tr> <tr> <td>12・1 月</td> <td>赤穂</td> </tr> <tr> <td>2・3 月</td> <td>神姫</td> </tr> </tbody> </table>	平成 30 年度	事業者	4・5 月	神姫	6・7 月	御崎	8・9 月	赤穂	10・11 月	御崎	12・1 月	赤穂	2・3 月	神姫
平成 30 年度	事業者														
4・5 月	神姫														
6・7 月	御崎														
8・9 月	赤穂														
10・11 月	御崎														
12・1 月	赤穂														
2・3 月	神姫														

7. 運賃の設定

① 運賃	<p>1 乗車につき 300 円</p> <p>ただし、小学生未満は無料とする。(ゆらのすけと同制度)</p>
------	---

8. 車両

① 車両数	<p>常用車両 2 台 (中型車) (旅客定員 4 名/台)</p> <p>予備車両 2 台 (中型車) (旅客定員 4 名/台)</p> <p>(予約状況により配車する)</p>
-------	--

・タクシー会社において用意し、運行する。また、一般乗用タクシーを乗合タクシーとして兼用する事とする。

・住民が一目でわかるよう、「うね・のり愛号」のステッカーを添付する。

9. 運行見直し基準

① 基準の設定	<p>運行見直し基準について、1 便あたりの利用者数を 1.1 人以上/便とする。</p>
---------	---